



当法人が後見等監督人として会員後見人を監督する事業の実情と課題

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

法人後見監督委員会 委員長 山口 悅子

1. はじめに

東京家庭裁判所（以下「東京家裁」という。）は、立て続けに発生する成年後見人等による不正への対応として、成年後見人等が管理する成年被後見人等の流動資産の額が高額である場合には、成年後見人等が当法人の会員であるときを除き、成年後見監督人等を選任する取扱いをしていたが、平成28年4月からは、当法人の会員が成年後見人等に選任されるときであっても、成年後見監督人等を選任する運用を開始した。

この新たな運用の開始にあたり、当法人は、東京家裁から成年後見監督人等の推薦の依頼を受けた場合に、成年後見監督人等として、会員個人を推薦する、当法人を推薦する又は対応しない方法をとること等が考えられたため、この対応につき検討を行ったが、結論としては、当法人を推薦する、すなわち法人後見監督の方法をとるべきであると考えた。当法人は、会員の指導監督を公益目的事業の柱の一つと考えており、定款の事業目的にも「法人後見・法人後見監督事業」を掲げていること、また、当法人が成年後見監督人等となることにより、会員に対し統一的な基準に基づく適切な指導監督を行うことが可能になると判断したからである。

法人後見監督委員会は、この事業を担う委員会である。

2. 法人後見監督事業の現状

(1) 法人後見監督委員会の構成

当委員会は委員長1名、副委員長2名 委員26名、合計29名により構成されており、主副の2名の理事が担当している。東京家裁管轄の事件が多いため、委員のほとんどは当法人東京支部所属会員であり、各委員は平均10件の事件を担当している。委員は5～6名で1グループを構成し、各事件への対応をそのグループ内で合議している。

(2) 受任事件

現在、多くは東京家裁管轄の法定後見（後見、保佐、補助類型）事件で資産高額な事件を受任し、ここ1年は250～260件の事件を監督している。

(3) 監督事務遂行方針

当法人では、平成30年3月に「財産管理業務及び報告」につき具体的な「執務基準」を策定した。常に誰が見ても明らかな財産管理を行うよう、具体的には、成年後見人等である会員（以下「会員後見人」という。）に現金預貯金出納帳記録の作成、収支実績の集計、収支予定の作成を求めており、会員後見人に対し「執務基準」に沿った指導監督を行っている。

(4) システムによる事件管理

令和元年10月より当法人のコンピュータシステムによる事件管理がスタートした。このコンピュータシステムは、会員後見人から見ればオンラインでの報告・相談等が行え、後見等監督人から見ると、事件管理と会員後見人からの報告精査・相談対応を行うことができる。

(5) 会員後見人が提供する後見等監督人への業務報告の精査

会員後見人がオンラインで送信した業務報告は、本部事務局職員2名が形式的な審査（添付資料の有無、未入力事項の有無、業務報告事項の誤記載等の確認）を行う。事件を担当する委員は本部事務局職員の形式的審査を経た後、会員後見人の業務内容の精査を行っている。後見監督人の同意を要する行為の承認、会員後見人からの相談については担当委員が対応している。

業務報告の精査終了後、司法書士会館（新宿区四谷）の本部事務局内において、本部事務局職員は会員後見人が持参した通帳等原本と、オンラインで送信された業務報告にPDFファイルとして添付された通帳等のコピーを窓口（以下「通帳等の原本照合」という。）して同一性を確認している。

3. 法人後見監督事業の課題

(1) 受任事件増加への体制整備

ここ1年の受任事件数は安定しているが、東京家裁管轄以外での運用開始を想定した運営体制も整備しなければならない。事件を担当する委員及び本部事務局職員の業務報告精査のスキルアップも必要である。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた新たな運営方法の検討

通帳等の原本照合を行う際に「密閉、密集、密接」とならない方法を検討し、現状、検温の実施、アクリル板の設置、アルコール消毒液の常備、通帳を扱う事務局職員はビニール手袋を使用するなどの対策を実施している。

更に進めて、例えば、会員後見人と直接接触しない方法として、通帳等原本を持参するのに代えて郵送等によることなどを検討したい。

(3) デジタルデータを根拠とした財産目録への対応

これまでの委員会運営でも少なからず問題となったが、デジタルデータが財産目録作成の根拠であれば、その根拠確認が難しくなる。

令和2年9月、みずほ銀行は通帳発行有料化を発表した。デジタルデータが財産目録作成の根拠となる機会が今後増加することは明らかであり、どのように監督することが適切なのかを見極めなければならない。

4. おわりに

会員後見人の理解、委員や本部事務局職員の努力により法人としての監督業務が機能している。様々な観点から委員会運営を検証し、さらに改善の余地が無いか検討を重ね、高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に一層寄与できるように、体制整備及び質の向上に取り組んでいく所存である。